

## 別紙2 所得控除 (市民税・県民税と所得税で控除額が異なる項目があります)

令和8年度 (令和7年中の所得)

	市民税・県民税控除額	所得税控除額	
雑損控除	災害や盗難、横領により資産に損害を生じたとき ①②のいずれか高いほうの金額 ①実質損失額 - (総所得金額等の合計額 × 10%) ②災害関連支出の金額 - 5万円 ※災害関連支出とは、災害による住宅家財等の取壊しや除去のための支出です。		
医療費控除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払ったとき 支払った医療費の額 - 保険金などで補填される金額 - (10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額) 控除限度額200万円		
セルフメディケーション税制	あなたが健康の保持増進及び疾病予防の取組を行い、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)等購入費が12,000円を超えるとき 特定一般用医薬品等購入費の額 - 保険金などで補填される金額 - 1万2千円 控除限度額8万8千円		
社会保険料控除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている社会保険料で、あなたが支払ったり、給与から差し引かれた保険料があるとき、支払った保険料等の合計額 ※健康保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料など		
小規模企業共済等掛金控除	あなたが小規模企業共済やiDeCoなどの掛金を支払ったとき、支払った掛金の合計額		
生命保険料控除	あなたが支払った生命保険料等があるとき 市民税・県民税控除額 【新契約】一般生命保険料 個人年金保険料 介護医療保険料 支払った金額 控除額 支払った金額 控除額 12,000円以下 支払額全額 20,000円以下 支払額全額 12,000円超32,000円以下 支払額 × 1/2 + 6,000円 20,000円超40,000円以下 支払額 × 1/2 + 10,000円 32,000円超56,000円以下 支払額 × 1/4 + 14,000円 40,000円超80,000円以下 支払額 × 1/4 + 20,000円 56,000円超 28,000円 80,000円超 40,000円 【旧契約】一般生命保険料 個人年金保険料 支払った金額 控除額 支払った金額 控除額 15,000円以下 支払額全額 25,000円以下 支払額全額 15,000円超40,000円以下 支払額 × 1/2 + 7,500円 25,000円超50,000円以下 支払額 × 1/2 + 12,500円 40,000円超70,000円以下 支払額 × 1/4 + 17,500円 50,000円超100,000円以下 支払額 × 1/4 + 25,000円 70,000円超 35,000円 100,000円超 50,000円 ⑦ 上記の計算表で計算した一般生命保険料控除の金額 + ① 上記の計算表で計算した個人年金保険料控除の金額 + ② 上記の計算表で計算した介護医療保険料(新契約のみ)控除の金額 ※⑦①②のうち控除額が最大のものを選択 ※ ⑦+①+②が生命保険料控除額 限度額: 市民税・県民税70,000円 所得税120,000円		
地震保険料控除	あなたが支払った地震保険料があるとき ⑦ 地震保険料 支払った金額 控除額 支払った金額 控除額 50,000円以下 支払額 × 1/2 50,000円以下 支払額全額 50,000円超 25,000円 50,000円超 50,000円 ① 旧長期保険料 支払った金額 控除額 支払った金額 控除額 5,000円以下 支払額全額 10,000円以下 支払額全額 5,000円超15,000円以下 支払額 × 1/2 + 2,500円 10,000円超20,000円以下 支払額 × 1/2 + 5,000円 15,000円超 10,000円 20,000円超 15,000円 ※上記の計算により⑦、①の控除額を計算し、合計します。 限度額: 市民税・県民税25,000円 所得税50,000円 ※1つの契約で地震保険と旧長期の両方がある場合は、どちらか一方しか控除できません。		

## 所得控除（人的控除）（市民税・県民税と所得税で控除額が異なる項目があります）

## 令和8年度（令和7年中の所得）

	要件			市民税・県民税 控除額	所得税控除額																																																																																																					
障害者控除	あなたや生計を一にする配偶者や扶養親族が次に該当するとき																																																																																																									
	普通障害者	身体障害者手帳3～6級・精神障害者保健福祉手帳2・3級・療育手帳Bなど		26万円	27万円																																																																																																					
	特別障害者	身体障害者手帳1・2級・精神障害者保健福祉手帳1級・療育手帳Aなど		30万円	40万円																																																																																																					
	同居特別障害者	生計を一にする配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、あなたやあなたの配偶者又は生計を一にする他の親族と同居している場合		53万円	75万円																																																																																																					
ひとり親控除	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等が58万円以下で他の者の同一生計配偶者や扶養親族になっていない者）を有し、合計所得金額が500万円以下のとき ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと			30万円	35万円																																																																																																					
寡婦控除	夫と死別、離別、又は生死不明で、子以外の扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下の場合。なお、死別又は生死不明で、合計所得金額が500万円以下の場合は、扶養親族がいなくとも控除されます。 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと			26万円	27万円																																																																																																					
勤労学生控除	大学・高校等の学生または生徒で、前年中の合計所得金額が85万円以下で、給与所得等以外の所得が10万円以下のとき			26万円	27万円																																																																																																					
配偶者控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が58万円以下のとき ※あなたの合計所得金額が1,000万円超の場合は配偶者控除の対象外ですが、市民税・県民税・森林環境税の非課税限度額の算定や障害者控除を受けることができます。 ※配偶者・同一生計配偶者が障害者に該当する場合は、障害者控除が加算されます。																																																																																																									
配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が58万円超133万円以下のとき																																																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">配偶者 の合計所得金額</th> <th colspan="5">納稅義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">900万円以下</th> <th colspan="2">900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1,000万円以下</th> </tr> <tr> <th>市民税・県民税</th> <th>所得税</th> <th>市民税・県民税</th> <th>所得税</th> <th>市民税・県民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 58万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>老人（S31.1.1以前生） 58万円以下</td> <td>38万円</td> <td>48万円</td> <td>26万円</td> <td>32万円</td> <td>13万円</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>58万円超95万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>36万円</td> <td>22万円</td> <td>24万円</td> <td>11万円</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>26万円</td> <td></td> <td>18万円</td> <td></td> <td>9万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td> <td>21万円</td> <td></td> <td>14万円</td> <td></td> <td>7万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>115万円超120万円以下</td> <td>16万円</td> <td></td> <td>11万円</td> <td></td> <td>6万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>120万円超125万円以下</td> <td>11万円</td> <td></td> <td>8万円</td> <td></td> <td>4万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125万円超130万円以下</td> <td>6万円</td> <td></td> <td>4万円</td> <td></td> <td>2万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>130万円超133万円以下</td> <td>3万円</td> <td></td> <td>2万円</td> <td></td> <td>1万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>133万円超</td> <td>0円</td> <td></td> <td>0円</td> <td></td> <td>0円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						配偶者 の合計所得金額	納稅義務者の合計所得金額					900万円以下		900万円超950万円以下		950万円超1,000万円以下	市民税・県民税	所得税	市民税・県民税	所得税	市民税・県民税	一般 58万円以下	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円	老人（S31.1.1以前生） 58万円以下	38万円	48万円	26万円	32万円	13万円	16万円	58万円超95万円以下	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円	95万円超100万円以下	33万円	36万円	22万円	24万円	11万円	12万円	100万円超105万円以下	31万円	31万円	21万円	21万円	11万円	11万円	105万円超110万円以下	26万円		18万円		9万円		110万円超115万円以下	21万円		14万円		7万円		115万円超120万円以下	16万円		11万円		6万円		120万円超125万円以下	11万円		8万円		4万円		125万円超130万円以下	6万円		4万円		2万円		130万円超133万円以下	3万円		2万円		1万円		133万円超	0円		0円		0円	
配偶者 の合計所得金額	納稅義務者の合計所得金額																																																																																																									
	900万円以下		900万円超950万円以下		950万円超1,000万円以下																																																																																																					
	市民税・県民税	所得税	市民税・県民税	所得税	市民税・県民税																																																																																																					
一般 58万円以下	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円																																																																																																				
老人（S31.1.1以前生） 58万円以下	38万円	48万円	26万円	32万円	13万円	16万円																																																																																																				
58万円超95万円以下	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円																																																																																																				
95万円超100万円以下	33万円	36万円	22万円	24万円	11万円	12万円																																																																																																				
100万円超105万円以下	31万円	31万円	21万円	21万円	11万円	11万円																																																																																																				
105万円超110万円以下	26万円		18万円		9万円																																																																																																					
110万円超115万円以下	21万円		14万円		7万円																																																																																																					
115万円超120万円以下	16万円		11万円		6万円																																																																																																					
120万円超125万円以下	11万円		8万円		4万円																																																																																																					
125万円超130万円以下	6万円		4万円		2万円																																																																																																					
130万円超133万円以下	3万円		2万円		1万円																																																																																																					
133万円超	0円		0円		0円																																																																																																					
扶養控除	あなたと生計を一にする扶養親族で、前年中の合計所得金額が58万円以下のとき ※16歳未満の扶養親族（平成22年1月2日以後生）は扶養控除の対象外ですが、市民税・県民税・森林環境税の非課税限度額の算定や障害者控除を受けることができます。 ※扶養親族が障害者に該当する場合は、障害者控除が加算されます。 ※国外に居住する扶養親族で以下に該当する人は扶養控除の対象となります。 イ 年齢16歳以上30歳未満の人 口 年齢70歳以上の人 ハ 年齢30歳以上70歳未満の人のうち、次のいずれかに該当する人 ・留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人 ・障害者 ・扶養控除の適用を受けようとする所得者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人																																																																																																									
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>一般扶養</td> <td>平成19年1月2日～平成22年1月1日生、昭和31年1月2日～平成15年1月1日生</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族</td> <td>平成15年1月2日～平成19年1月1日生</td> <td>45万円</td> <td>63万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養親族</td> <td>昭和31年1月1日以前生</td> <td>38万円</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td>同居老人親等</td> <td>老人扶養親族のうち同居の直系尊属</td> <td>45万円</td> <td>58万円</td> </tr> </tbody> </table>			一般扶養	平成19年1月2日～平成22年1月1日生、昭和31年1月2日～平成15年1月1日生	33万円	38万円	特定扶養親族	平成15年1月2日～平成19年1月1日生	45万円	63万円	老人扶養親族	昭和31年1月1日以前生	38万円	48万円	同居老人親等	老人扶養親族のうち同居の直系尊属	45万円	58万円																																																																																							
一般扶養	平成19年1月2日～平成22年1月1日生、昭和31年1月2日～平成15年1月1日生	33万円	38万円																																																																																																							
特定扶養親族	平成15年1月2日～平成19年1月1日生	45万円	63万円																																																																																																							
老人扶養親族	昭和31年1月1日以前生	38万円	48万円																																																																																																							
同居老人親等	老人扶養親族のうち同居の直系尊属	45万円	58万円																																																																																																							
特定親族 特別控除	あなたと生計を一にする19歳以上23歳未満（平成15年1月2日～平成19年1月1日生）の親族で、前年中の合計所得金額が58万円超123万円以下のとき ※扶養親族が障害者に該当する場合、障害者控除は適用されません。 ※配偶者及び事業専従者を除きます。																																																																																																									
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>特定親族の 合計所得金額</td> <td>58万円超85万円以下</td> <td>45万円</td> <td>63万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>85万円超90万円以下</td> <td>45万円</td> <td>61万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90万円超95万円以下</td> <td>45万円</td> <td>51万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>95万円超100万円以下</td> <td>41万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>100万円超105万円以下</td> <td>31万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>105万円超110万円以下</td> <td>21万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>110万円超115万円以下</td> <td>11万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>115万円超120万円以下</td> <td>6万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>120万円超123万円以下</td> <td>3万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>123万円超</td> <td>0円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			特定親族の 合計所得金額	58万円超85万円以下	45万円	63万円		85万円超90万円以下	45万円	61万円		90万円超95万円以下	45万円	51万円		95万円超100万円以下	41万円			100万円超105万円以下	31万円			105万円超110万円以下	21万円			110万円超115万円以下	11万円			115万円超120万円以下	6万円			120万円超123万円以下	3万円			123万円超	0円																																																																
特定親族の 合計所得金額	58万円超85万円以下	45万円	63万円																																																																																																							
	85万円超90万円以下	45万円	61万円																																																																																																							
	90万円超95万円以下	45万円	51万円																																																																																																							
	95万円超100万円以下	41万円																																																																																																								
	100万円超105万円以下	31万円																																																																																																								
	105万円超110万円以下	21万円																																																																																																								
	110万円超115万円以下	11万円																																																																																																								
	115万円超120万円以下	6万円																																																																																																								
	120万円超123万円以下	3万円																																																																																																								
	123万円超	0円																																																																																																								

## 所得控除（人的控除）（市民税・県民税と所得税で控除額が異なる項目があります）

令和8年度（令和7年中の所得）

	要件	市民税・県民税 控除額	所得税控除額
基礎控除	あなたの合計所得金額が規定の金額を超える場合は、その合計所得金額に応じて控除額が徐々に少なくなり、2,500万円を超える場合は適用されません。		
納税義務者の 合計所得金額	132万円以下	43万円	95万円
	132万円超336万円以下		88万円
	336万円超489万円以下		68万円
	489万円超655万円以下		63万円
	655万円超2,350万円以下		58万円
	2,350万円超2,400万円以下		48万円
	2,400万円超2,450万円以下		29万円
	2,450万円超2,500万円以下		15万円
	2,500万円超		0万円